

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目 次

条 例

熊本県議会議員の定数を定める条例

(市町村総室)

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区

(")

条 例

熊本県議会議員の定数を定める条例をここに公布する。

平成十四年三月六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二号

熊本県議会議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十九号）第九十条第一項の規定により、熊本県議会議員の定数は、五十五人とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(熊本県議会議員の定数を減少する条例の廃止)

2 熊本県議会議員の定数を減少する条例（昭和五十七年熊本県条例第四十三号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から平成十四年十二月三十一日までにおける本則の規定の適用については、本則中「第九十条第一項」とあるのは、「第九十条第三項」とする。

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第三号

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する

条 例

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例（昭和三十三年熊本県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「阿蘇郡選挙区 三人」を「阿蘇郡選挙区 二人」に改める。

附 則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

平成十四年三月六日
發行所 熊本
發行 熊本印刷

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二

